

「(仮称) みやぎDX推進ポリシー」策定懇話会開催要綱

(目的)

第1 宮城県におけるDX推進の基本方針及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第1項の規定に基づく都道府県官民データ活用推進計画の策定に向けて、広く有識者から意見聴取を行うため、「(仮称) みやぎDX推進ポリシー」策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会においては次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 宮城県におけるDX推進の方針及び取組に関すること。
- (2) 都道府県官民データ活用推進計画の策定に当たり必要な事項に関すること。

(構成)

第3 懇話会は、別表に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、構成員が協議し、構成員の中から座長の代理者を選出する。

(会議)

第5 懇話会は、企画部長（以下「部長」という。）が招集する。

- 2 部長は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、企画部デジタルみやぎ推進課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行する。